

ばら積貨物船用共通構造規則

KCID No.	関連規則	種別	項目	完了日	質問	回答	添付有無
228	13/1.1.2.2	Question	著しい腐食	2006/11/29	バルクキャリアーCSRによって建造される船舶における「著しい腐食」の定義は、最新版のIACS UR Z10.2とZ10.5で説明されている。バルクキャリアーCSRにおける著しい腐食の説明は、IACS URのものと一致していない。混乱を避けるため、この文章は削除されなければならない。	バルクキャリアーCSRの13章1節1.2.2において、現在の文章は次の文章に変更されています。:[1.2.2 著しい腐食] 著しい腐食とは、腐食形態の評価において、"t renewal"と "t renewal + t reserve"の間の測定された板厚である腐食の範囲をいいます。	